

◆第2期がん対策推進基本計画 概要（H24～28）

（平成24年6月）

（※）は第2期から盛り込まれた項目

重点的に取り組むべき課題

（1）放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に
行う医療従事者の育成

（2）がんと診断された時からの
緩和ケアの推進

（3）がん登録の推進

（4）働く世代や小児への
がん対策の充実（※）

全体目標【平成19年度からの10年目標】

（1）がんによる死亡者の減少
（75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少）

（2）すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

（3）がんになっても安心して暮らせる社会の構築（※）

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ①放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
- ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組（※）
- ⑥その他（希少がん、病理診断、リハビリテーション）

2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年度までに受動喫煙の無い職場を実現する。

5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%（胃、肺、大腸は当面40%）を達成する。

6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合がん研究戦略を策定する。

7. 小児がん（※）

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

8. がんの教育・普及啓発（※）

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

9. がん患者の就労を含めた社会的な問題（※）

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

◆第2期計画の中間評価を受け がん対策加速化プラン策定（H27）

がん対策加速化プラン

（平成27年12月）

がん対策は、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月）に沿って進めている。基本計画では、平成19年度から10年でがんの年齢調整死亡率を20%減少させることを全体目標としているが、このままでは目標達成が難しいと予測されている。このため、平成27年6月1日に開催された「がんサミット」で内閣総理大臣の指示を受け、厚生労働省が中心となり、基本計画に示されている分野のうち、①遅れているため「加速する」ことが必要な分野、②当該分野を「加速する」ことにより死亡率減少につながる分野に絞り、短期集中的に実行すべき具体策を明示した「がん対策加速化プラン」を策定することとした。プランの3つの柱は「がんの予防」、「がんの治療・研究」、「がんとの共生」である。

実施すべき具体策

予防

- ① がん検診
 - ・ 精検受診率等の目標値設定
 - ・ 市町村、保険者の受診率及び取組事例等の公表
 - ・ 保険者に対する検診ガイドラインの策定
 - ・ 検診対象者等へのインセンティブの導入
- ② たばこ対策
 - ・ FCTCや海外のたばこ対策を踏まえた、必要な対策の検討
 - ・ 厚生労働省としては、たばこ税の税率の引上げを継続して要望
 - ・ ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止対策の強化
- ③ 肝炎対策
 - ・ 患者の自己負担の軽減を通じた、重症化予防の推進
- ④ 学校におけるがん教育
 - ・ 「がんの教育総合支援事業」の実施 等

治療・研究

- ① がんのゲノム医療
 - ・ ゲノム医療実現に向けた実態調査
 - ・ 全ゲノム情報等の集積拠点の整備
 - ・ 家族性腫瘍の検査・治療等の検討
- ② 標準的治療の開発・普及
 - ・ 高齢者や他疾患を持つ患者への標準的治療の検証
- ③ がん医療に関する情報提供
 - ・ 患者視点で簡単に検索できる拠点病院検索システムの構築
- ④ 小児・AYA世代のがん、希少がん
 - ・ 小児がん医療提供体制、長期フォローアップ体制等の検討
- ⑤ AYA世代のがん医療等の実態調査
- ⑥ がん研究
 - ・ 「健康・医療戦略」・「医療分野研究開発推進計画」及び「がん研究10か年戦略」を踏まえた研究の推進 等

がんとの共生

- ① 就労支援
 - ・ 拠点病院における仕事の継続を重視した相談支援の実施
 - ・ ハローワークにおける就職支援の全国展開、事業主向けセミナー等の開催
 - ・ 産業保健総合支援センターの相談員による企業等に対する相談対応等の支援
 - ・ 企業向けのガイドラインの策定及び普及啓発
- ② 支持療法の開発・普及
 - ・ 支持療法に関する研究の推進
- ③ 緩和ケア
 - ・ 緩和ケアチームの実地研修の実施
 - ・ 患者の苦痛のスクリーニング方法の事例集の作成
 - ・ 地域連携のための訪問看護師の育成 等

避けられるがんを防ぐ

がん死亡者の減少

がんと共に生きる

“がん”を克服し、活力ある健康長寿社会を確立

がん対策推進基本計画策定後の主な成果

(1) 医療体制の充実

- ・がん診療連携拠点病院の数 286か所（平成19年）→ 400か所（平成29年）
- ・すべての地域がん診療連携拠点病院で放射線治療機器（リニアック）及び外来化学療法室を設置
- ・すべての都道府県がん診療連携拠点病院及び特定機能病院で放射線療法部門、化学療法部門を設置

(2) 治療の初期段階（がんと診断された時）から緩和ケアを実施

- ・「がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業」を93,250人が修了（平成29年3月末）

(3) がん登録の開始

- ・地域がん登録を平成24年度から全都道府県で開始
- ・「がん登録等の推進に関する法律」が平成25年12月に成立し、平成28年1月から全国がん登録が開始

(4) 相談支援体制の充実

- ・すべての拠点病院に相談支援センターを設置し、研修を修了した相談員を配置

今後のがん対策の方向性についての概要

（～これまで取り組まれていない対策に焦点を当てて～）

（平成27年6月 厚生労働省・がん対策推進協議会）

がん対策推進基本計画に明確な記載がなく、今後、推進が必要な事項

1. 将来にわたって持続可能ながん対策の実現

- ・少子高齢化等の社会・経済の変化に対応する社会保険制度改革
- ・地域医療介護総合確保推進法に基づく地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保 等
⇒がん患者を含めた国民全体が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる体制の整備
- ・各施策の「費用対効果」の検証
- ・発症リスクに応じた予防法や早期発見法を開発・確立することによる個人に適した先制医療の推進
- ・がん医療の均てん化と集約化の適正なバランスに関する検討
- ・がん登録情報を活用した大規模データベースの構築

等

2. 全てのがん患者が尊厳をもった生き方を選択できる社会の構築

- ・がん患者が「自分らしさと尊厳」を持って、がんに向き合って生活していくためにはがんに関する正しい情報を獲得することが重要⇒「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんに向き合い、がんと共に生きることができる社会」の実現
- ・障害のある者に対する情報提供、意志決定支援、医療提供体制の整備
- ・難治性がんに対する有効で安全な新しい治療法の開発や効果の期待できる治療法を組み合わせた集学的治療の開発等

3. 小児期、AYA世代、壮年期、高齢期等のライフステージに応じたがん対策

- ・総合的なAYA世代のがん対策のあり方に関する検討（緩和ケア、就労支援、相談支援、生殖機能温存等）
- ・遺伝性腫瘍に対する医療・支援のあり方に関する検討
- ・認知症対策と連動した高齢者のがん対策のあり方に関する検討

等

◆がん対策推進協議会での委員等からの意見

●全体目標の結果と参考人意見

(第63回/第64回がん対策推進協議会 片野田参考人資料より)

- ・がん対策推進基本計画の全体目標「がんの75歳未満年齢調整死亡率の20%減」は 16%減にとどまった
- ・がん対策加速化プランをはじめ、特に死亡率が減少鈍化あるいは増加しているがん種に対して重点的な対策が必要
- ・全がん75歳未満年齢調整死亡率減少：対策の効果がいずれも最大効果に近いことを想定すると、今後10年間の目標として20%程度が妥当

●次期計画の全体目標等への委員からの意見

(第66回がん対策推進協議会委員意見より)

- ・全体目標には数値目標を入れるべきでない
→死亡率減少に大きな貢献をしない「希少がん」や「難治性がん」、
「75歳以上の高齢者のがん対策」が取り残されてしまった可能性も否定できない。
- ・「がんの克服」などのスローガンの設定
- ・「予防」「治療」「共生」を柱に全体目標を設定
- ・すべての分野が重点的な課題であり、重点分野を位置づけるべきでない。

上記を受け 3期計画案へ

平成29年6月2日

第68回がん対策推進協議会資料2

第3期がん対策推進基本計画案(案)(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

◆第3期計画案の特徴◆

計画期間：

H29～H34(6年)

・2期計画にあった、「重点的に取り組むべき課題」や「基本方針」は定めず

・全体目標の数値目標は定めず。

・全体目標が、「予防」「治療」「共生」の3つの観点で設定

・分野別施策の柱も「予防」「治療」「共生」と「これらを支える基盤整備」について現状と課題、取り組むべき施策、個別目標を設定

・「診断された時からの緩和ケア」が医療でなく共生に入っている。

・「がん登録」が基盤の整備ではなく、医療の充実に入っている。

◆国の2期計画と3期計画の構成比較

2期計画
第4 分野別施策と個別目標
1 がん医療
(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
(2) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
(3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進
(4) 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
(5) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
(6) その他（希少がん、病理診断、リハビリテーション）
2 がんに関する相談支援と情報提供
3 がん登録
4 がんの予防
5 がんの早期発見
6 がん研究
7 小児がん
8 がんの教育・普及啓発
9 がん患者の就労を含めた社会的な問題
第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

新たな施策が設定されているが、検討事項が多い。
また、国と地方公共団体の役割が2期計画より不明確なものが多い。

3期計画
第2 分野別施策と個別目標
1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ～がんを知りがんを予防する～
(1) がんの1次予防
①生活習慣について
②感染症対策について
(2) がんの早期発見、がん検診（2次予防）
①受診率向上対策について
②がん検診の精度管理等について
③職域におけるがん検診について
2. 患者本位のがん医療の実現 ～適切な医療を受けられる体制を充実させる～
(1) がんゲノム医療
(2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実
①がん医療提供体制について（医療提供体制の均てん化・集約化、医療安全、制度の持続可能性等）
②各治療法について
(ア) 手術療法について
(イ) 放射線療法について
(ウ) 薬物療法について
(エ) 科学的根拠を有する免疫療法について
(3) チーム医療の推進
(4) がんのリハビリテーション
(5) 支持療法の推進
(6) 希少がん、難治性がん対策 （それぞれのがんの特性に応じた対策）
①希少がんについて
②難治性がんについて
(7) 小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策
①小児がんについて
②AYA世代のがんについて
③高齢者のがんについて
(8) 病理診断
(9) がん登録
(10) 医薬品・医療機器の早期発見・承認等に向けた取組
3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 ～がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～
(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進
①緩和ケアの提供について
②緩和ケア研修会について
③普及啓発について
(2) 相談支援、情報提供
①相談支援について
②情報提供について
(3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
①拠点病院等と地域との連携について
②在宅緩和ケアについて
(4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援）
①就労支援について
(ア) 医療機関等における就労支援について
(イ) 職場や地域における就労支援について
②就労以外の社会的な問題について
(5) ライフステージに応じたがん対策
①小児・AYA世代について
②高齢者について
4. これからを支える基盤の整備
(1) がん研究
(2) 人材育成
(3) がん教育、がんに関する知識の普及啓発
第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 都道府県による計画の策定
3. がん患者を含めた国民の努力
4. 患者団体等との協力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握
7. 基本計画の見直し